

グループホームうさぎ

「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」

重要事項説明書

令和 8 年 4 月 1 日作成

「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」
重要事項説明書

事業所は介護保険の指定を受けています。
(姫路市指定第2894000468号)

当事業所はご契約者に対し指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供します。
尚、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスは地域密着型サービスのため、
原則として事業所所在地である姫路市に居住している方がご利用対象となります。事業
所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明
します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太鷲会
- (2) 法人所在地 兵庫県姫路市東山577
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL (079) 246-7800
FAX (079) 246-7811
- (4) 代表者氏名 理事長 大西 修二
- (5) 設立年月日 平成26年4月1日
- (6) ホームページ <http://www.taishukai.jp>
メールアドレス info@taishukai.jp

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 3049.50㎡
- (3) 施設の周辺環境

当施設は、下町風情の残る人情厚い姫路市灘地区の山陽電鉄八家駅から徒歩5分
という交通至便の場所に立地し、近くには散歩にも最適な神社、公園、たけのこ
山があり、里山に囲まれた風光明媚な場所にあります。

当地の氏神様である松原八幡宮の灘のけんか祭りは壮大で、播州三大祭りの
一つに数えられています。

3. 事業所の説明

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
平成26年4月1日 姫路市指定2894000468号

- (2) 事業の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように支援することを目的として、ご契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

この共同生活住居は、主治医の診断書等により認知症の状態にあることが確認された方がご利用いただけます。但し、認知症にともなって著しい精神症状又は著しい行動異常を持ち、極端な暴力行為や自傷行為を行うおそれがある方や、認知症の原因となる疾患が集中的な医療を必要とする状態にある方にはご利用いただけません。

- (3) 施設の名称 グループホーム うさぎ
 (4) 施設の所在地 兵庫県姫路市東山577
 交通機関 ・ 姫路バイパス/姫路東ランプより車で5分
 ・ 山陽電鉄八家駅より徒歩5分
 ・ 山陽八家駅バス停より徒歩5分
 (5) 電話番号及びFAX番号 TEL (079)246-7800
 FAX (079)246-7811
 (6) 施設長氏名 宮 明宏
 管理者氏名 大林 真弓
 (7) 当施設の運営方針

<理念>

私たちは「今を大切に」「人を大切に」「絆を大切に」を基本理念として、明るく生き生きとした笑顔いっぱいの地域社会を目指します。

- 私たちは、利用者様の尊厳を保持しながら、今を大切にした豊かな生活を目指します。
- 私たちは、人を大切に、介護の知識・技術を常に向上させながら、利用者様に心から喜んでいただける介護を提供します。
- 私たちは、ご家族とのつながり、地域の方とのつながり、そしてお互いの絆を大切にし、支えあいながら、利用者様が笑顔あふれる生活ができるよう支援します。
- 私たちは、地域の医療・保健・福祉等の関係機関や団体と綿密に連携して施設運営を行います。

- (8) 開設年月 平成26年4月1日
 (9) 入所定員 18名

4. 共同生活住居利用対象者

- (1) 当共同生活住居に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」もしくは「要支援2」と認定された方で、かつ主治医の診断書等により認知症の状態にあることが確認された方が対象となります。

- (2) 入居契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）」で定めます。「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

当事業所に計画作成担当者に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



その担当者は（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画は、6カ月ごとに1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を変更します。



（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は個室となります。

居室・設備の種類	室数
個室（1人部屋）	9室×2ユニット
合計	18室

(2) 居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や家族等と協議の上決定するものとします。

(3) 居室に関する特記事項

トイレの場所は、各ユニット居室外3ヶ所に設けています。

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 2ユニット

従業者の職種	区分		保有資格
	専従	兼務	
管理者		2名	介護支援専門員 社会福祉主事 介護福祉士
計画作成担当者		2名	介護支援専門員 社会福祉主事 介護福祉士
介護職員	12名以上		

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

＜配置職員の職種＞

計画作成担当者 … ご契約者の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。

介護職員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|---|
| 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分（利用者の負担割合に応じた額）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のための食事の準備・後片付け等はご契約者と介護者が共同で行うことを原則としています。

（食事時間）	朝食	8：00～10：00
	昼食	12：00～14：00
	おやつ	15：00～15：30
	夕食	18：00～20：00

② 入浴

週3回以上していただきます。希望があれば毎日の入浴も可能です。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

訪問看護ステーションの看護師が、週に1度の訪問で健康管理を行います。

訪問看護ステーションとは24時間連絡可能な体制としています。また、入居者が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めています。

（医療連携体制加算）

⑤ その他自立への支援

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。介護従事者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係にもとづく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように配慮します。

⑥ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

月	行事	
1月	誕生会	新年会
2月	誕生会	節分
3月	誕生会	おひな祭り
4月	誕生会	お花見
5月	誕生会	こどもの日・母の日
6月	誕生会	父の日
7月	誕生会	七夕・夏祭り
8月	誕生会	盆踊り（地域との交流）
9月	誕生会	敬老会・お月見会
10月	誕生会	運動会観戦。音楽鑑賞
11月	誕生会	小旅行
12月	誕生会	クリスマス会

* 外食・ドライブ等は随時実施します

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食費等の合計金額ををお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 理美容サービス

定期的に、理容師の出張による理髪サービス（カット）を実費にてご利用いただけます。

② 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。ご希望の方は貴重品預り証に必要事項を記入の上、お申し出下さい。

○ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○ 保管管理者：施設長

○ 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、預り金出納依頼書に金額他必要事項を記入の上、保管管理者へ提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は出入金の都度、預り金出納簿に記録し、その写しを1ヶ月毎にご契約者へ交付します。

○ 入所者預かり金規定：上記の方法により出入金を行う際は、別に定める入所者預かり金規定に従い、施設長・管理者・経理担当事務職員の3名が相互に監督しながら実行します。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（習字・音楽レク等）

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき10円

⑤ 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。

⑥ おむつ代

実費相当額

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

三井住友銀行 飾磨支店 普通預金3599789

社会福祉法人 太鷲会 理事長 大西修二

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行・郵便局・信用金庫

9. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力病院

病院の名称	井野病院
所在地	兵庫県姫路市大塩町汐咲1-27（TEL:079-254-5553）
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、肝臓・胆のう・膵臓内科、糖尿病内科、人工透析内科、神経内科、外科、整形外科、リウマチ科、眼科、小児科、放射線科、リハビリテーション科、乳腺外来、禁煙外来

② 協力歯科医療機関

病院の名称	つだ歯科医院
所在地	兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25 (TEL:079-230-6655)

10. グループホームをを退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。（契約書第15条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判断された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める(介護予防)介護福祉サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設又は介護老人福祉施設に入所した場合もしくは病院、診療所又は介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者がグループホームを退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 入院もしくは診療所または介護老人保健施設・介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

11. 身元引受人（契約書第22条参照）

（1）契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

（2）身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

（3）身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、これは仮ではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合やグループホームから退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当事業所と協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

- (4) ご契約者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続に従って、その処理を行うこととなります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当グループホームに残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。
- (7) 身元引受人には、面会時又は電話で随時ご契約者の状態やサービス内容についてお知らせ致します。また原則として毎月、書面にて近況を報告させていただきます。

12. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

〔氏名〕 大林 真弓

〔職名〕 グループホームうさぎ 管理者

○受付時間及び電話番号

毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30 TEL (079) 246-7800

○苦情解決責任者

〔氏名〕 宮 明宏

〔職名〕 施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸中央区三宮町9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
--------------	---

○姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 電話番号 (079) 221-2923 ・ 2924 FAX番号 (079) 221-2444 受付時間 8:35～17:20 月～金
○第三者委員名	熊田 智裕 住所 姫路市白浜町乙25-18 電話番号 (079) 247-3234 白井 笛華 住所 姫路市大黒寺町14 電話番号 (079) 222-0371

13. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

14. グループホーム利用の留意事項

当グループホームのご利用にあたって、グループホームに入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、原則として各自の居室に入るものであれば、特に制限は致しません。但し、他の入居者の方に迷惑を及ぼすおそれのある物等については持ち込みをお断りすることもあります。詳しくは職員にご相談下さい。紛失・混同を防ぐため、持ち込まれる物には、必ずすべてに名前（フルネーム）をご記入ください。

(2) 面会

面会時間 10:00～12:00 13:30～16:30

＊面会を希望の方は、事前にご連絡をお願いします。

面会者は、必ず面会簿にご記入ください。食べ物を持ち込まれる場合はなるべく1回で食べきれる量にさせていただき必ず職員にお申し出ください。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。3食とも欠食の場合のみ食材料費は徴収致しません。

(4) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

冠婚葬祭への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

15. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

16. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

- （１）グループホームにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合において契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- （２）事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ①契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ②契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

17. 虐待の防止についての措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底。
- （２）虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対して啓発、普及するための研修を定期的実施。
- （３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- （４）成年後見制度の利用を支援。
- （５）上記措置を適切に実施するための担当者の配置。

虐待の防止に関する責任者（管理者：大林 真弓）

重度化に関する指針

グループホームうさぎにおける重度化対応実施の定義

グループホームうさぎにおいては、認知症対応型生活介護の方針に基づき家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を支援します。

入居者の機能低下により、自立した日常生活が困難になった場合においても、本人の意思及び家族の意向を尊重し「グループホームうさぎ」においての生活を継続して支援する責任が施設及び職員にある。重度化した場合においても嘱託医と連携しつつ入居者を支援する。又やむを得ず病院や在宅等に搬送する入居者においても、搬送先の病院等へ引継ぎ、継続的な利用者、家族への支援を行わなければならない。

1. グループホームうさぎは、重度化対応に関する理念及び理念に基づく質の高いサービスを提供しなければならない。
2. グループホームうさぎの入居者は、人道的且つ住み慣れた場所で安らかな生活を継続する権利を保持しているので、グループホームうさぎは、可能な限り人権と尊厳を保ち安らかな日常生活が送れるように援助する体制を整備する。
3. グループホームうさぎは、嘱託医及び協力病院と連携を図り管理者を中心に多職種協働体制の下で入居者の日常生活を支援する。

重度化対応体制

1. グループホームうさぎにおいての重度化対応については、入居者、家族の意思を尊重する。
2. 重度化対応において、その介護に携わる管理者、介護支援専門員、栄養士、介護職員等従事する者が協働し介護に関する計画書を作成し、本人、家族への説明を行い、同意を得て介護を適切に行うこと。尚、必要に応じ適宜、計画内容を見直し変更する。
3. 医師による定期的な診察と指示により、健康管理をし、入居者への介護を行う。
詳細は別紙資料参照

平成26年4月1日
社会福祉法人 太鷲会
理事長 大西 修二
施設長 宮 明宏

附則)

本重要事項は、平成26年4月1日より実施する。

改正 平成 26 年 5 月 31 日 施設長変更
苦情解決責任者変更
苦情受付担当者（生活相談員）変更

改正 平成 27 年 4 月 1 日 サービス利用料金表変更
介護職員処遇改善加算変更

改正 平成 27 年 8 月 1 日 サービス利用料金負担割合変更

改正 平成 27 年 10 月 1 日 第三者委員変更

改正 平成 28 年 2 月 15 日 第三者委員

改正 平成 28 年 4 月 1 日 振込み指定口座変更

改正 平成 30 年 4 月 1 日 契約書第21条に定める所定の料金の変更

改正 令和 26 年 12 月 10 日 施設長変更
苦情解決責任者変更

改正	令和	2年	6月	10日	第三者委員変更 苦情受付担当者変更
改正	令和	2年	8月	1日	夜勤の時間帯変更
改正	令和	2年	10月	1日	サービス利用料金（加算）の追加と変更
改正	令和	3年	4月	1日	料金表を別表とする 主な職種の勤務体制削除 虐待の防止についての措置の内容を追加
改正	令和	8年	4月	1日	施設長変更 苦情受付担当者・責任者変更

令和 年 月 日 時 ～ 時

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護でのサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）
認知層対応型共同生活介護

グループホームうさぎ

説明者職名 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所 〒

氏名 ⑩

身元引受人である私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

身元引受人 兼 署名代行者

住所 〒

氏名 ⑩

(契約者との関係)

電話番号 ()

FAX番号 ()